

タイ・会計税務ニュースレター

第4回

タイにおけるグローバルミニマム課税(ピラー2)草案公表- 2024年4月

1,はじめに

タイ歳入局が第二の柱(以下、ピラー2とする。)に関する法律草案について公聴会を実施。

2024年3月7日、タイ内閣は、グローバルミニマム課税として知られる 経済協力開発機構 (OECD) のピラー2に同意および承認し、タイ歳入局(「TRD」)に対応する法律の策定を命じました。

弊社の過去のピラー2についての記事は以下のリンクから閲覧できます。

<https://www.grantthornton.co.th/insights/OECD-BEPS-2.0-Pillar-Two-Rules/>

<https://www.grantthornton.jp/pickup/newsletter/tl2023/20230927/>

タイ歳入局は最近、この法案の第一次草案を公開協議のために公表しました。

この法案の詳細は、下記の通りです。

Contents

- ・ 概要
- ・ 納税義務者
- ・ 課税標準と税率
- ・ 追加税額配分ルール
- ・ その他
- ・ グラントソントン・タイの見解

a. 概要

本草案は、経済のデジタル化から生じる税務上の課題に対処すること、及び多国籍企業（MNE）の最低税率を規定するための具体的なアウトラインを提供し、グローバル税源浸食対応（GloBE: Global Anti-Base Erosion）に従って追加課税を徴収することを目的としています。この草案に基づく追加課税は賦課課税に分類され、所得税とは見なされません。タイ歳入局は、かかる追加課税を徴収する責任当局となります。

b. 納税義務者

この草案は、最終的な親会社の連結売上高が7億5,000万ユーロ(約1,200億円)を超えるタイ国内の多国籍企業に対して課税義務を課すものです。政府機関、国際機関、非営利団体等である多国籍企業は、本草案の適用を受けません。

c. 課税標準と税率

追加課税は、最低税率が15%よりも低税率の国から発生します。

管轄地域(以下、地域)の実効税率 (Jurisdictional Effective Tax Rate)

実効税率 (Effective Tax Rate 「ETR」)

まず、各地域ごとの構成事業体の実効税率を計算し、最低税率15%と比較します。実効税率の計算式は以下の通りです。

$$\text{実効税率} = \text{調整済対象税額} \div \text{ネット所得金額}$$

調整済対象税額

これは、グループ内の各構成事業体の財務諸表に計上される調整済「対象税額」を指します。省令で定められたGloBE基準に従って、グループ内の各構成事業体の所得または利益から計算します。

追加税率

多国籍企業グループの各構成事業体の当該地域における実効税率が最低税率

(15%)を下回る可能性がある場合、最低税率と当該地域の実効税率 (ETR)の差が当該地域の追加税率となります。

$$\text{最低税率(15\%)} - \text{地域別実効税率} = \text{追加税率\%}$$

追加税額

グループの追加税額は、当該地域の超過利益に追加税率割合を乗じて決定します。

超過利益

当該地域の超過利益とは、すべての低税率の構成事業体の人件費総額の5%及び有形固定資産の帳簿価額の5%の合計である、実質ベースの所得控除額差引後のGloBE所得金額です。

$$\text{超過利益} = \text{ネット GloBE 所得} - \text{実質ベースの所得控除額}$$

実質ベースの所得控除額

実質ベースの所得控除額は、その国に所在する多国籍企業の人件費総額の5%、及び多国籍企業グループがその国に所有する有形固定資産の帳簿価額の5%です。

$$\text{実質ベースの所得控除額} = \text{人件費総額の5\%} + \text{有形固定資産の帳簿価額の5\%}$$

地域別追加税額

各国およびその国に所在する多国籍企業の各グループの地域別追加税額は、以下のように計算されます：

$$\text{地域別追加税額} = (\text{超過利益} \times \text{追加税率}) - \text{国別追加税額}$$

d. 追加税額配分ルール

本草案では、追加税額の配分を決定するための3つのルールがあり、その概要は以下の通りです。

国別追加税額

タイが多国籍企業グループの最低税率を下回る地域である場合、タイに所在するグループ内の各事業体は、追加税額を払わなければなりません。追加税額は、上記の計算式に基づきタイで発生した追加税額に相当する額とし、各地域の構成事業体に追加税額を比例配分する必要があります。

所得合算ルール (IIR)

タイの構成事業体が最終的親会社、中間親会社、または IIR に適格な部分所有の親事業体である場合、タイで支払う追加課税は、低税率課税国の構成事業体の持分割合とグループ内の低税率課税国の構成事業体が負担する追加課税から計算されます。

軽課税所得ルール (UTPR)

多国籍企業グループにとって低税率課税地域が外国である場合、タイに所在するグループ内の各事業体は、その会計年度の追加税額を納付しなければなりません。これは、外国の地域で発生した追加税額の合計からタイが受け取る追加税額に基づいています。グループ内のいずれの事業体も外国における非適格な所得合算ルールの対象となる追加課税を差し引きます。

e. その他

- 以下に対する具体的なルール
 - 企業再編
 - 合併会社、複数の親会社を持つ多国籍企業グループ、フロースルー事業体、無国籍事業体、投資事業体、配当控除制度事業体、適格分配時課税制度事業体
- この選択条項は、場合によっては、特定の多国籍企業についてこの草案を遵守するか否かを決定するために使用することができます。
- 納税義務者は、どの事業体が関連する追加課税申告書を提出するかを決定できます。
- 納税義務者は、会計年度終了日から 15 か月以内に、納税届出書、GloBE 情報申告書、追加課税申告書を提出し、電子システムを通じて歳入局に追加税額を支払わなければなりません。
- 届出
 - この草案に基づく届出提出義務がある事業体は、タイに所在する多国籍企業のすべての事業体、またはその関連会社に代わって届出を提出する権限を与えられた事業体です。
届出では以下の事項を規定しなければなりません。
 - 1) 納税義務者のグループ多国籍企業の情報
 - 2) 上記 1) の届出提出義務のある事業体の情報
 - 3) 事業体が事業を行っている国
- GloBE 情報申告書
 - タイに所在する多国籍企業のすべての事業体、またはその関連会社に代わって GloBE 情報申告書を提出する権限を与えられた事業体は、本草案に基づいて GloBE 情報申告書を提出する責任があります。最終的な親会社または権限を付与された事業体が、最終的な親会社または権限を付与された事業体が設立した国で GloBE 情報申告書を提出し、当該国が当該会計年度においてタイ当局との適格な権限のある当局間の合意（Qualifying Competent Authority Agreement）によって保証されている場合、タイに所在する事業体は、GloBE 情報申告書の提出を免除されます。
- 本草案では、課税査定担当者は、GloBE 情報申告書の最終提出日から最長 10 年間、追加課税を査定し、請求する権限を有します。
- 本草案に基づく査定に対して、査定を受け取ってから 30 日以内に異議を申し立てることが出来ます。

グラントソントン・タイの見解：

本草案では、GloBE 所得計算方法とその為替レート、実質ベースの所得控除に関する経過措置、セーフハーバーなど、複雑なものの殆どは導入されていません。

グラントソントン・タイがお手伝いできること：

弊社の税務専門家が、貴社のビジネスに影響を与える可能性のある草案の重要な条項や公聴会における意見の提出についてご説明します。

お問い合わせ先

日系企業の現地駐在員の皆様は、平常業務に加え、会計監査対応、各種税務申告・移転価格税制対応、M&A・組織再編の検討等、専門性の高い業務も担われております。Grant Thornton Thailand では、これらの分野において日系企業の皆様にサポートするため、タイ常駐の日本人公認会計士が日本語で丁寧に対応いたします。

担当者



日本国公認会計士 / Director of Japanese Business Practice
Grant Thornton Taiyo Thai Co., Ltd.
E.Tadashi.Kodaira@th.gt.com

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証を与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書にて提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。